

## 第 2 回 策定委員会における主な指摘事項と対応・方針

資料	指摘事項等	対応・方針等
2-1 会議録 (案)	修正箇所がある場合は 8 月 17 日までに事務局まで連絡すること。	連絡がない場合は修正がなかったものと判断する。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 3 - 1</span>
1-8 狭山丘陵 の景観の 保全	丘陵地景観基本軸における都の対象は、年間どの位の件数になるか、データを示してほしい。	丘陵地景観基本軸内における東京都景観条例に基づく届出件数は、平成 22 年 7 月現在、0 件である。
	景観計画を持っていない市がどのように行っていくかは政策法務的にどうあるべきか、よく議論して考えるべきである。よく研究してもらいたい。	都への届出実績がないこともあり、市に届出をしてもらい、緑化等を指導することを考えている。
	都が何を行っているのかを最初に示した中で検討すべきである。都の基準等を資料として示してほしい。データを蓄積して示すこと。	パンフレット等、景観条例に関する資料を提示する。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 3 - 5</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">景観パンフレット</span>
	景観の保全を図る地区は狭山丘陵だけで良いのか。他の区域も視野に入れるべきである。川の軸、緑の軸、水の軸なども入れた方が良い。	狭山丘陵は、市民共通の財産であり、良好な環境を保全したい地域であるため、今回の条例に定める。 なお、別に景観を保全すべき地域を選定した場合には追加する。
	なぜ狭山丘陵なのか、なぜ景観なのか、都が行っているものの裾の下をなぜ市が行うのかをわかりやすく市民に投げかけるべきである。論理的な構築をお願いしたい。	
	緑の軸と合わせて、新青梅街道沿道まちづくりも景観軸となると思う。	
都の基準に従って市に届出があると、市で確認行為ができる。景観に加えて監視区域を拡大させることができる。開発行為、不法投棄、防犯の視点からも監視できる。市では、監視区域においてフォローアップしたら良いと思う。		

1-8 狭山丘陵の 景観の 保全	景観に関する規制は、土地所有者にとってマイナスではなく、プラス面もあることを踏まえて説明の仕方を考えるべきである。	景観の規制・誘導によって、良好な住環境の保全・形成を図ることができる。
1-8 開発事業 の 手 続 と 基 準 の 条 例 化	開発等指導要綱すべてを条例に移行するのか。また、その他で考えているものは。	開発等指導要綱の内容を検討し、必要な部分を条例化したい。 墓地などの土地利用についても条例の中に入れ込んでいきたい。
1-8 大規模開 発事業に かかわる 手 続 の 義 務 化	大規模企業の撤退の際に届出をさせるような制度を設けることはどうか。	検討する。
1-8 狭あい道 路の 拡 幅 の 推 進	対象とする道路をどうするか、よく検討してほしい。 旧青梅街道の北地区などは緑を残す意味で車を入れない方が良いという考えもある。 道路の図面は、手持ちサイズで配ってほしい。	配布する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">資料3-6</div>
その他	主な意見に対しては、その考え方などを記した記録を用意してほしい。	配布する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">資料3-2</div>